

彩の国  埼玉県



令和 6 年度

事 務 概 要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌 1

1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類 2

(2) 監査結果の区分 3

2 監査等の概要

監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等 4

3 監査の結果等

(1) 定期監査 6

(2) 特定事務監査（テーマ監査） 1 2

(3) 財政的援助団体等監査 1 5

(4) 決算審査 1 6

(5) 健全化判断比率等審査 2 1

(6) 住民監査請求監査 2 3

(7) 内部統制評価報告書審査 2 8

《資料編》

令和6年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数 3 0

(2) 監査の結果等

ア 令和6年度第1回 3 1

イ 令和6年度第2回 3 5

ウ 令和6年度第3回 3 6

エ 令和6年度第4回 4 0

2 財政的援助団体等監査 4 2

3 住民監査請求

(1) 年度別処理状況 4 4

(2) 請求事案及び結果 4 4

監 査 委 員

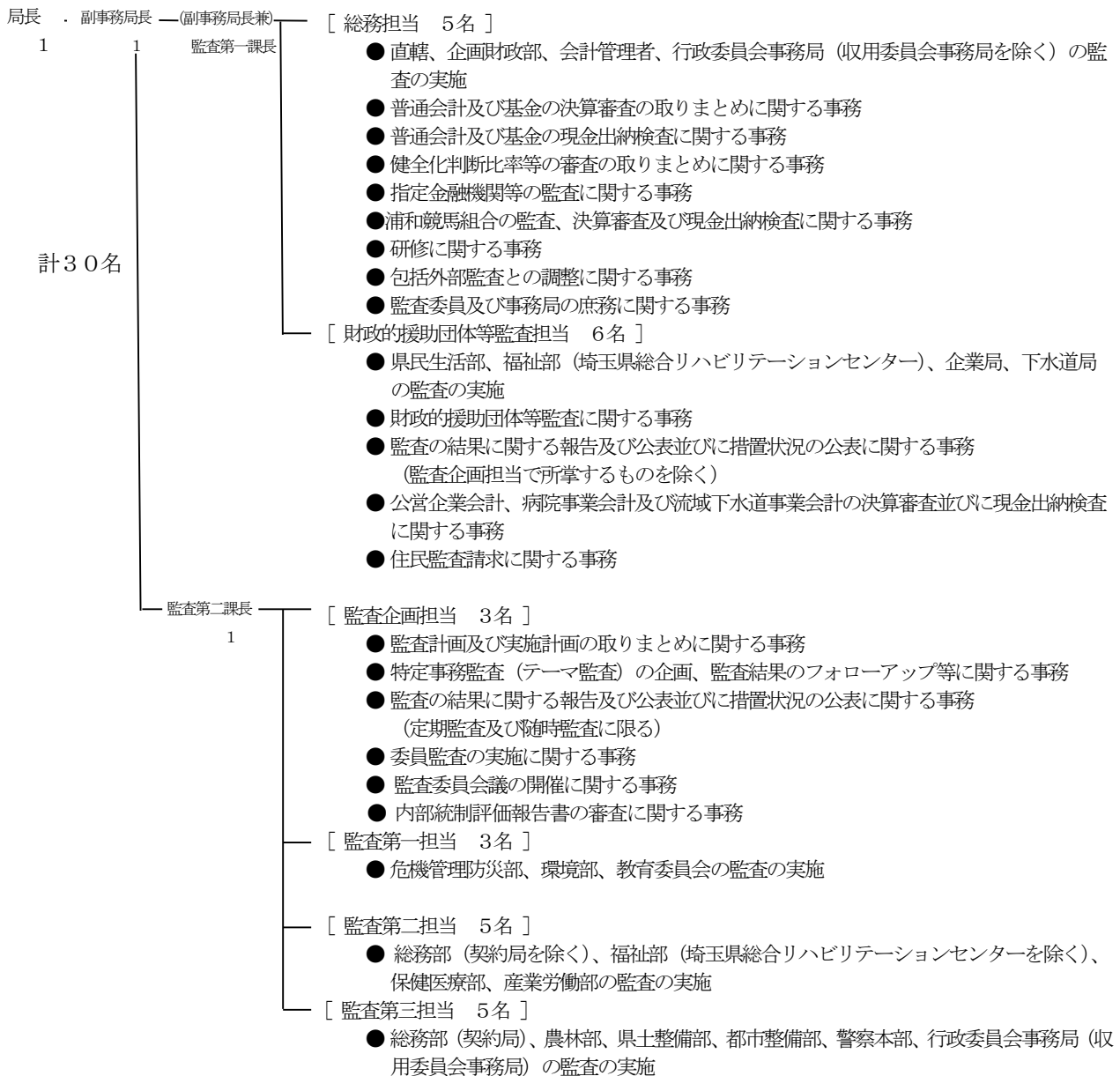
地方自治法第 195 条及び第 196 条の規定に基づき、識見を有する者 2 人、県議会議員 2 人の計 4 人を監査委員と
しています。

令和 6 年度

氏 名	区 分	備 考
間 嶋 順 一	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	税理士 R3. 7. 11～R7. 7. 10 *代表監査委員 R6. 3. 28～
小 笠 原 薫 子	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公認会計士 R6. 3. 27～R10. 3. 26
立 石 泰 広	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	R6. 3. 28～R7. 3. 27
日 下 部 伸 三	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	R6. 3. 28～R7. 3. 27

監査事務局の組織及び事務分掌

令和 6 年度



1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第2項、 第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		請求・要求があった とき
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の8第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき
11 内部統制評価報告書審査	法第150条第5項	毎年度1回以上

※ 法 …… 地方自治法

企業法 …… 地方公営企業法

健全化法 …… 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

※ 上記のほか、同条第11項に基づき、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告する場合がある。

2 監査等の概要（令和6年度実施分）

令和6年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	予算や法令に従って適正になされているかという合规性、正確性の視点に加え、事務の執行が最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施しました。 令和6年度は、「補助金に係る事務処理の確認と課題の把握」、「収入未済額の縮減に向けた取組の把握」、「物品の管理状況の確認と課題の把握」を重点監査項目としました。	586課所	指摘 2件 注意 19件 意見 1件
特定事務監査 （テーマ監査）	組織横断的な課題について、効率的・効果的な行財政運営及び施策を実現するため、特定事務にテーマを定めた監査を実施しました。 （テーマ）公の施設の運営状況について	3課 50施設	意見 3件
財政的援助団体 等監査	資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。	70団体 74箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行うものです。	受付4件	棄却 2件 却下 2件
決算審査 （令和5年度決算）	一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。	一般会計 15 特別会計 5 公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率 等審査 （令和5年度決算）	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。	一般会計等 5 公営企業会計	同上
基金運用状況 審査 （令和5年度決算）	基金が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか審査しました。	2基金	同上
現金出納検査	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 15 特別会計 5 公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

内部統制評価報告書審査 (令和5年度報告書)	内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査しました。	知事部局 教育委員会	知事へ審査意見書を提出
---	--	-----------------------	--------------------

3 監査の結果等（令和6年度公表・提出分）

（1）定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、おおむね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
令和6年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和6年度 第1回公表 (提出日 6年 9月26日) (公表日 6年10月 8日)	190機関 (本庁各課)	6年 4月16日 ～ 7月30日	指摘 なし 注意 10 意見 1
令和6年度 第2回公表 (提出日 6年12月 3日) (公表日 6年12月13日)	19機関 (地域機関)	6年 8月20日 ～ 10月15日	指摘 なし 注意 なし 意見 なし
令和6年度 第3回公表 (提出日 7年 2月20日) (公表日 7年 3月 7日)	234機関 (地域機関)	6年10月16日 ～ 12月23日	指摘 1 注意 8 意見 なし
令和6年度 第4回公表 (提出日 7年 6月13日) (公表日 7年 6月27日)	143機関 (地域機関)	7年 1月 9日 ～ 7年 1月30日	指摘 1 注意 1 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

令和6年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

	区 分	指 摘	注 意	意 見	計
分 野 別	収入		1		1
	支出				
	調達手続	1	10		11
	契約内容		8		8
	財産	1			1
	業務運営			1	1
	その他				
	計	2	19	1	22
性 質 別	管理の不備	1	1		2
	運用の不備		10		10
	不注意	1	8		9
	不経済			1	1
	非効率				
	計	2	19	1	22

ウ 事例

(ア) 指摘

調達手続・不注意（令和7年3月7日公表）
【設計積算の誤りについて】 ・令和6年度に締結した「霧藻ヶ峰休憩舎およびトイレ改修工事」について、工事価格等の入力誤りから設計額を100万円以上過少に積算していたことは不適切であった。（環境部 秩父環境管理事務所）

財産・管理の不備（令和7年6月27日公表）
【遊具の不適切な管理運用について】 ・令和6年3月に実施した中庭遊具定期点検の結果、「異常があり、修繕又は対策が必要」で「使用不可」と判定された遊具について、修繕などの抜本的な対策を行わず継続して使用していたことは、著しく不適切であった。 （教育委員会 大宮北特別支援学校）

(イ) 注意

調達手続・運用の不備（令和6年10月8日公表）
【長期継続契約に係る契約伺書の未作成等について】 ・令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県体験型交通安全教育機器導入及び賃貸借契約」について、次の点で不適切であった。 1 財務規則第104条の5の伺書により、必要な決裁を受けずに長期継続契約として締結した。 2 契約内容が賃貸借（リース）契約であるにもかかわらず、委託料で支出した。 3 副部長が作成すべき予定価格調書を防犯・交通安全課長が作成した。 （県民生活部 防犯・交通安全課）

調達手続・運用の不備（令和6年10月8日公表）
【契約内容と相違した見積額による過支出について】 ・令和5年度に締結した「環境SDGs取組企業等支援業務委託」について、見積書の内容を十分精査しないまま、契約内容と相違した積算による見積金額をもって契約を締結し、過支出していたことは不適切であった。（環境部 環境政策課）

契約内容・不注意（令和6年10月8日公表）
【個人情報取扱いに関する誓約書の未提出について】 ・令和5年度に締結した「自然再生区域緑地保全支援事業くぬぎ山地区・用地測量業務委託1」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、当該契約の個人情報取扱特記事項で定められている誓約書の写しを受注者から提出させていなかったことは不適切であった。（環境部 みどり自然課）

調達手続・不注意（令和6年10月8日公表）
【支出負担行為の決裁区分の誤りについて】

・令和５年度に締結した「埼玉県総合リハビリテーションセンター経営コンサルティング業務委託契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ副部長が決裁していたことは不適切であった。（福祉部 福祉政策課）

収入・管理の不備（令和６年１０月８日公表）

【債権管理等の不備について】

・県営住宅目的外使用料（新型コロナウイルス一時使用）の令和５年度債権管理簿に多数の督促状発行の記載漏れがあったことは事務処理として不適切であった。
（都市整備部 住宅課）

調達手続・不注意（令和６年１０月８日公表）

【支出負担行為の決裁区分の誤りについて】

・令和４年度に締結した「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。（都市整備部 公園スタジアム課）

契約内容・不注意（令和６年１０月８日公表）

【契約保証金の未納付について】

・令和５年度に締結した「公園等建設工事（大宮公園舟遊池自然再生検証等支援業務）」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。（都市整備部 公園スタジアム課）

契約内容・不注意（令和６年１０月８日公表）

【契約書必要記載事項の欠落について】

・令和５年度に締結した「収入証紙廃止に伴うコンビニエンスストア収納代行業務委託」について、契約書に記載の契約金額（単価表）に消費税に係る記載がなかったことは不適切であった。（会計管理者 出納総務課）

契約内容・運用の不備（令和６年１０月８日公表）

【業務委託における不適切な完了検査について】

・令和４年度に債務負担行為として締結した「第６次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務委託」について、契約書に定める「システム構築完了報告書」の提出を受けておらず、検査調書も作成していなかったことは不適切であった。（議会事務局 総務課）

契約内容・運用の不備（令和６年１０月８日公表）

【長期継続契約における契約書必要記載事項の欠落について】

・令和５年度に長期継続契約で締結した「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託契約書」について、契約書に、各会計年度における支払予定額の未記載及び翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。（議会事務局 総務課）

契約内容・不注意（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【個人情報取扱いに関する誓約書の未提出について】

・令和 5 年度に締結した「美の山公園維持管理業務委託」について、契約内容に個人情報保護の取扱いが含まれるにもかかわらず、契約書に個人情報取扱特記事項を綴じこまず、誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。
--

（環境部 秩父環境管理事務所）

調達手続・運用の不備（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【不適正な契約手続きについて】

・令和 5 年度に締結した「美の山公園道路除雪業務委託①」及び「美の山公園道路除雪業務委託②」について、両契約とも 1 者のみに見積書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたことは不適切であった。

（環境部 秩父環境管理事務所）

調達手続・運用の不備（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【執行伺の未作成について】

・令和 5 年度に締結した「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価事後調査書作成等業務委託」について、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。（環境部 環境整備センター）
--

調達手続・不注意（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【請書の未徴取について】

・令和 5 年度及び令和 6 年度に締結した「全窒素・全リン自動測定装置交換部品代」について、契約金額が 50 万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったことは不適切であった。（環境部 環境整備センター）

調達手続・運用の不備（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【契約保証金の免除について】

・令和 5 年度に締結した「緑地管理業務委託」について、国又は地方公共団体に該当しない公益財団法人や地方独立行政法人との契約実績により、契約保証金を免除したことは不適切であった。（環境部 環境整備センター）

契約内容・運用の不備（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【不適切な再委託の承諾手続について】

・令和 5 年度に締結した「埼玉県立図書館システム運用・保守業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続が、業務が開始されてから約 9 か月間行われていなかったことは不適切であった。（教育委員会 熊谷図書館）

調達手続・不注意（令和 7 年 3 月 7 日公表）

【不適正な契約手続きについて】

・令和6年度に締結した「県立宮代高等学校グラウンド改修工事」について、一般競争入札（事後審査型）方式で発注していたにもかかわらず、入札参加資格の審査に当たり、一部の要件を確認せずに落札者を決定したことは不適切であった。
（教育委員会 宮代高等学校）

契約内容・運用の不備（令和7年3月7日公表）

【不適切な再委託の承諾手続について】

・令和6年度に締結した「浄化槽維持管理業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
（教育委員会 皆野高等学校）

調達手続・運用の不備（令和7年6月27日公表）

【執行伺の不実施について】

・令和5年度に締結した「浦和西高校グラウンド散水栓設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。
（教育委員会 浦和西高等学校）

（ウ）意見

業務運営・不経済（令和6年10月8日公表）

【事業目的の達成に向けた委託内容の見直しについて】

・令和5年度の「LGBTQに係る学校支援」実施業務委託について、委託契約の仕様では、県が県立学校から本事業への申込みを受け、受託者は県からの依頼に基づき申込みのあった学校に対し専門員の派遣若しくはオンライン対応をするものである。
・実施回数については、「年間30回」と規定され、これに相当する金額を計上した契約金額を定めていたが、実績は19回に留まっており、児童生徒や教員、学校が委託契約に基づく専門的な助言を受ける機会が十分に生かされていない結果であった。
・本契約は、人権教育課が県立学校から本事業への申込みを受けるスキームであることから、人権教育課において契約で規定する実施回数に応じた申込みを確実に募るべきであった。
・性的指向・性自認に悩む児童生徒が学校生活だけでなく、将来にわたって安心して社会生活を送ることができるようにするという本事業の目的を達成するため、県立学校が積極的に本委託契約を活用できるよう働きかけ、周知方法の工夫や仕様書の内容を見直すなどの検討をしていただきたい。（教育委員会 人権教育課）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和7年6月末現在)

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
6年度	2	19	21	19	2(指摘1、 注意1)	未措置の2件は、 令和7年10月に 措置予定
5年度	1	7	8	8	—	
4年度	1	6	7	7	—	

オ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
環境部 秩父環境 管理事務 所	【設計積算の誤りについて】 ・令和6年度に締結した「霧藻ヶ峰休憩舎およびトイレ改修工事」について、工事価格等の入力誤りから設計額を100万円以上過少に積算していたことは不適切であった。 (令和7年3月7日・第597号)	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 工事価格等の積算誤りを防ぐため、営繕積算システムを用いて積算することとした。 2 チェックシート(工事積算編)を新たに作成し、執行同等の起案時に添付することにより、適正な工事積算を行っているかを複数名で確認する体制を整えた。 3 内部統制リスク評価シートに、「工事設計額の過少積算」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。 (令和7年6月27日・第629号)

(イ) 注意

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
県民生活 部 防犯・交 通安全課	令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県体験型交通安全教育機器導入及び賃貸借契約」について、次の点で不適切であった。 1 財務規則第104条の5の伺書により、必要な決裁を受けずに長期継続契約として締結した。 2 契約内容が賃貸借(リース)契約であるにもかかわらず、委託料で支出した。 3 副部長が作成すべき予定価格調書を防犯・交通安全課長が作成した。 (令和6年10月8日・第556号)	再発防止のため、職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 職員全員を対象に財務研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 契約伺の決裁時に確認する財務チェックシート(契約編)に、「長期継続契約の契約締結伺い及び決裁区分の根拠となる資料の添付」の項目を追記することにより、契約事務の手続きに誤りがないか複数名で確認する体制を整えた。 3 令和6年度の支出科目を使用料及び賃借料に見直した。 (令和6年12月13日・第575号)

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

テーマを定めて実施する特定事務監査の概要は次のとおりです。

ア テーマ「公の施設の運営状況について」

(ア) 選定の趣旨

県民が利用する施設は令和 6 年 4 月 1 日現在、指定管理が 70 あり、このほかに県直営も多数ある。

施設の運営に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の 5 類移行」、「エネルギー価格等の大幅な上昇」といった近年の社会情勢の大きな変化に伴う影響が生じているほか、「ジェンダー視点」による利用性の確保や、「老朽化」に対する安全性の確保も重要な要素となっている。

そこで、『公の施設の運営状況』をテーマに関連する他監査等の状況も踏まえながら監査を実施した。

(イ) 監査の着眼点

主に次の 3 点を着眼点とした。

- ・ 利用者の回復や満足度向上に向けた取組や工夫はどのように行っているか
- ・ 外部要因によるコスト増に対する対応状況はどうか
- ・ 県民目線による施設の利用性や中長期的な施設の管理・運営はどうか

(ウ) 監査の対象

- ① コロナ禍後の施設利用者数が大きく減少している施設
- ② 今般のエネルギー価格の大幅な上昇に対する県と指定管理者の対応状況
- ③ ジェンダー視点による施設利用の状況
- ④ 老朽化に対する施設利用と中長期的な改修計画の状況

[書面調査]

不特定多数の県民等が利用する施設を中心に 50 施設を抽出し、書面調査を実施した。

[対象課]

書面調査の結果を踏まえ、下表の課を対象に監査を実施した。

所管部局	監 査 対 象 機 関
都市整備部	公園スタジアム課
教育委員会	文化財・博物館課、生涯学習推進課

(エ) 実施期間

令和 6 年 8 月 26 日～令和 7 年 2 月 5 日

(オ) 監査の結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であること

を確認した。

(カ) 監査結果の報告に添える意見（3件）

番号	意 見 内 容
1	【さらなる利用促進につながる取組の推進】 「公の施設」は地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定されている。多くの県民等の方に利用いただく中、令和 2 年 2 月に埼玉県内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、令和 5 年 5 月 8 日に感染法上の位置づけが 2 類相当から 5 類に変更されるまでの間は、施設に足を運んでいただくことが難しい状況であった。 本監査の書面調査の結果、各施設において施設利用者の回復に向けて取り組んでいることを確認したが、コロナ禍前となる平成 30 年度と 5 類移行後の令和 5 年度を対象に利用者数を比較したところ、調査対象の約 3 分の 1 にあたる 11 施設で 7 割未満であった。 こうした状況を踏まえ、コロナ禍前における「施設に来てもらう取組」だけでなく、デジタル技術を活用したオンラインによる発信の拡充や出前講座の実施など「施設の外に出ていく、発信する取組」の実施に積極的に取り組むなど、施設の集客に向けた認知度の向上と利用促進に様々な手法を用いて取り組んでいただきたい。 また、平成 30 年度と令和 5 年度の利用者数比較で 7 割未満の 11 施設のうち 7 施設の運営方法は「直営」による施設で、調査対象全体でみても「指定管理」に比べ、「直営」による施設の方が平均して利用者数割合が 1 割低い結果であった。 そのため、直営施設への指定管理の導入などによる民間の知恵やノウハウを活用した利用促進の取組についても検討していただきたい。
2	【利用者目線に立った施設運営】 公の施設は、高齢者や障害者、児童・青少年など様々な方が利用されるが、誰でも、安全かつ快適に利用いただける施設の運営が必要である。また、ジェンダーなど新たな視点にも十分配慮するなど、時代の変化にも対応した施設の運営が求められる。 まず、本監査における現地視察において開設から 50 年程度経過している 4 つの施設について、老朽化と施設・設備等の安全確保の状況を確認したところ、各施設とも設備の点検やその結果に基づく必要な修繕等にもしっかりと対応するなど、利用者の安全が確保されていた。 一方で、高齢者や小さいお子さんとベビーカーで利用される方、障害のある方などへの配慮として施設のバリアフリー化が十分ではない箇所があることも確認された。予算の制約はあると思われるが、可能な限りバリアフリー化を進めていただきたい。 また、本監査における書面調査において「ジェンダー視点の施設利用向上の取組の有

	無」を確認した結果、56%、27 施設でユニセックストイレや男性トイレへの子育て支援設備の設置などの取組を実施していたが、一方で残り 44%、23 施設は無回答であり、特段の対応はしていないことが推察された。 今後、ジェンダー視点からのきめ細かな配慮に基づいた様々な取組がさらに多くの施設に広がることを期待したい。
3	【将来を見据えた効率的で持続可能な施設運営】 近年、エネルギー価格や人件費の高騰により、施設の運営・維持管理に要するコストは増加している。本監査の書面調査の結果、施設運営に要する経費の内訳が把握可能な 26 施設について平成 30 年度と令和 5 年度で運営・維持管理コストを比較したところ、光熱水費・燃料費が約 6 %、人件費が約 7 %、それぞれ増加していた。 また、本県の多くの公の施設では老朽化が進んでおり、本監査における書面調査対象施設のうち 50 年超を経過している 10 施設では今後 30 年以内に順次、「庁舎・公の施設のマネジメント方針（平成 28 年 3 月策定・令和 3 年 9 月一部改訂）」で想定する使用期間の上限に到達する。その後も施設を存続させるには更新・建替えを要することとなるが、それには多額の予算が必要となる。さらに使用期間内においても、定期点検等の結果、施設の老朽化が著しいと確認された場合は迅速に対応する必要があることから、その修繕、更新に予算を要する。 こうしたことから、公の施設の運営にあたっては、近年の物価高騰による運営・維持管理コストの増加及び更新等に要する将来的な財政負担を十分考慮し、より一層の運営・維持管理コストの削減と収入確保を図ることで持続可能な施設運営に努めることが必要と考える。 具体的には、まず、運営・維持管理コストの削減については、LED 照明への変更など省エネに資する設備更新などに引き続き取り組み、効率的な施設運営に努めるとともに、直営施設においては指定管理の導入や業務委託の拡大など、より一層、民間の創意工夫を生かす施設運営の在り方について検討を進めていただきたい。 また、施設運営に要する経費の一部は当該施設の設置条例に基づき、利用される方からの利用料金を財源に充てている施設も多い。施設を経営するという観点から、社会情勢の変化への対応や類似施設等との比較も行いながら適正な利用料金であるか定期的な検証を行い、必要に応じて利用料金を見直すことも検討対象としていただきたい。 加えて、施設の老朽化に対しては、利用者の安全確保を第一として、計画的・重点的な予算措置を講じ、施設・設備の修繕を着実に実施するとともに、10 年先、20 年先を見据え計画的な施設改修に取り組むなど、将来を見据えた持続可能な施設運営に努めていただきたい。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体 11 団体、指定管理者 16 団体 20 施設、補助金等交付団体 43 団体、計 74 箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

イ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和 7 年 3 月末現在)

監査実施	監 査 結 果			令和 5 年度末 未措置	令和 6 年度措置状況		備 考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和 6 年度	0	0	0	—	—	—	
令和 5 年度	0	0	0	—	—	—	
令和 4 年度	1	0	1	—	—	—	

(4) 決算審査

令和5年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 令和5年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

令和6年8月2日～令和6年9月17日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

① 県税収入の確保について

県税収入は8,389億円で、納税率は98.9%と最高記録を更新した。また、県税の収入未済額は85億円となった。個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き、市町村との緊密な連携のもと、収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行い、納税率の向上と収入未済額の縮減を図ることが重要である。

個人県民税（均等割・所得割）以外の税目については、多様な納税方法による納期内納税の促進を図るとともに、滞納事案については滞納整理の早期着手及び進行管理を徹底し、早期段階での事案完結を図ることが重要である。これらの取組により、税收確保における中期目標として掲げた納税率の向上、収入未済額の縮減に努められたい。

② 持続可能な財政運営について

県債発行額は、前年度に比べて68億円減少した。県債残高は前年度末残高から643億円減少し、県民一人当たりの残高は前年度より1万円減少し約50万円に相当する。

今後、県では、県庁舎再整備など、大規模事業の実施を予定している。その財源として県債の発行額が増加し、県債残高も増加する可能性が高い。こうした状況に対応するためには、元利償還金の一部が後年度交付税措置される有利な県債を今まで以上に活用するなど、財政負担の軽減を図っていくとともに、将来世代に過大な負担を残すことがないように、引き続き県債残高の適正な管理を行っていくことが重要である。

本県の財政状況は今後一層厳しくなることが予想される。このため、DXの推進やEBPMに基づく事業レビューによる歳出削減等の取組により、効率的な業務執行体制と足腰の強い行財政基盤を構築するとともに、財源調整のための基金残高を確保していくことが一層重要となる。

③ 収入未済額の縮減について

一般会計及び特別会計の収入未済については、平成26年4月に施行された「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づく適正な管理を行い、債権回収と不良債権処理に努めているが、収入未済の総額は117億1,759万円で前年度と

比較すると一般会計で6億1,567万円、特別会計で3,061万円増加し、合計では6億4,628万円増加している。

一般会計未収金の主な増加は主にPCR検査等無料化事業補助金の返還金の未収金によるものである。虚偽の補助金交付申請により多額の返還金が発生したことから、収入未済額の縮減に全力で取り組む必要がある。また、10億円近い額の返還請求を行うことになったことから、迅速な交付と厳格な審査のバランスに問題があった可能性がある。問題点を分析し、同様な事態の発生に備えて再発防止策を検討されたい。

特別会計の収入未済額の主な増は県営住宅事業特別会計の住宅使用料の収入未済額であり、4年度と比較すると増加している。今後も引き続き、入居者の経済状況を考慮しながら管理代行を行う県住宅供給公社と連携し、収入未済額の縮減に努められたい。また、母子父子寡婦福祉資金特別会計については、回収率は維持しているものの収入未済額の総額は増加傾向にある。今後も、長期滞納に移行しないよう就業相談等による支援との連携などにより借受者の生活状況を勘案しながら早期の返済を促すことに重点を置いて、収入未済の縮減に取り組むことが重要である。

④ 補助金交付事務の適正な執行について

令和5年度財政的援助団体等監査において、補助金交付の基礎となる事実の検証に支障が生じた。当該補助金の所管部局に確認したところ、補助金交付要綱に証拠書類を保管する規定がなかった。こうした事態を受け、令和6年度本庁定期監査において確認したところ、8の補助事業で補助金受給に係る証拠書類等を保管する規定がなかった。帳簿や証拠書類の保管がなされない場合には、補助事業が適正に実施されたかどうかの確認が困難になり、虚偽の交付申請が行われることを助長するおそれがあり、国庫補助事業に係る会計検査等において、帳簿や証拠書類の保管がなされない場合には、国から県の責任を問われることになりかねない。

このため、補助金の交付に当たっては、「補助金等の交付手続等に関する規則」等に基づき、補助金交付要綱に補助金受給に係る証拠書類等を保管する規定を設け、補助金受給者が確実に証拠書類等を保管し、事後の確認に支障のないよう事務処理の徹底に努められたい。

イ 令和5年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

令和6年8月2日～令和6年9月17日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

【埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計】

埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善アクションプラン（病院部門）【令和3年度～令和5年度】（以下「アクションプラン」という。）の主な目標指標に対する令和5年度の実績値は以下のとおりである。

- ・ 病床利用率及び医業収支比率は目標値を下回った。これは、新型コロナウイルス感染症への対応の影響が続いたこと及び政策的医療への重点化に伴い、整形外科手術患者が減少し神経難病患者などリハビリテーションをより必要とする患者が増加する中で、リハビリテーション専門職を増員したものの提供できる単位数に限界があったことなどによる。
- ・ 新規入院患者数はアクションプラン目標値を下回った。これは、提供する医療の重点化に伴い新規患者の多い整形外科の患者が減少し、脳神経内科等の患者が増加したことなどによる。
- ・ 新規外来患者数もアクションプラン目標値を下回った。これは、整形外科の患者が減少したことが大きな要因である。また、患者の状況やニーズによる地域でのリハビリテーションへの移行が進んでいることや、リハビリテーション専門職が不足している中で、限られたマンパワーを入院リハビリテーションへ重点的に充てていることも要因となっている。
- ・ 職員一人当たりのリハビリテーション提供単位数はアクションプラン目標値を上回った。これは、リハビリテーション専門職を増員したことにより分母となる職員数は大きくなったが、患者数が増加したことにより分子となる総リハビリテーション提供単位数が、それ以上に大きくなったためである。

センターでは、令和2年8月から、新型コロナウイルス感染症患者への対応のため、第一病棟での一般患者の受入れを制限してきたが、令和5年度に一般患者の受入れを再開した。また、政策的医療の提供については、パーキンソン病患者への新たな治療や、センターで行う専門医療の紹介などに積極的に取り組んだ結果、神経難病の入院患者数が増加するなど、一定の成果が認められる。

令和6年度からの新アクションプランにおいても、引き続き、関係機関等への取組の周知や連携強化を図るとともに、医師、看護師及び医療相談担当職員が連携した弾力的な病棟運営により患者を柔軟に受け入れ、入院及び外来患者数並びに病床利用率の更なる向上により医業収益を確保されたい。

また、センターに求められる医療サービスの確実な提供に向け、医師や看護師、リハビリテーション専門職などについて、引き続き、人材の確保、定着及び育成に努められたい。

【地域整備事業会計】

令和5年度の地域整備事業は、川越増形地区の産業団地の新規分譲により約16億5百万円の

純利益を計上し9年連続の黒字決算となるなど、経営は好調である。

一方、事業の期間延長や造成後の分譲地の引渡しで課題が見られた。

(1) 事業期間が延長されると、社会情勢の変化などにより内定企業が辞退するなどのリスクが発生する。

事業期間を延長しているのは令和5年度末時点で4地区あり、これらの延長は、地権者との用地交渉の難航、埋蔵文化財が発見されたことによる発掘調査、エントリー企業の要望に対応するための造成計画の見直しなどが原因となっている。

県企業局では、事業期間の延長を防ぐために、次のような対策を行っている。

①用地交渉については、地元市町村が原則として造成予定地の全ての地権者から売却の同意を得ることを事業開始の要件とする。

②埋蔵文化財に関しては、事業着手後に発掘調査が必要となった場合は協定で市町村が実施することとし、市町村の事前調査を徹底させる。

(2) 団地造成後の分譲地の引渡しに関しては、令和5年度に、川越増形地区において、造成工事完了後に引渡しまでの間に分譲予定地に不法投棄が行われたために不法投棄の撤去や地区内の除草に10,793千円の費用を要した事例があった。

産業団地の造成に当たっては、引き続き市町村との連携を密にして事業を進めることにより、事業化前の調査を綿密に行うなど今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

また、オーダーメイド方式での施工に当たっては、エントリー企業の造成変更などの要望に応じる必要性は認められるものの、対応する範囲・程度などを十分に検討する必要がある。

以上、事業期間延長は必要最小限にとどめるとともに、造成完了後の早期引渡しに向けて適切に取り組まれない。

【流域下水道事業会計】

本県の流域下水道事業は、安全で快適な生活環境を維持するために、昭和41年度に事業に着手し、荒川左岸南部をはじめ8つの流域下水道の整備を進めて、管渠の整備はほぼ終了（管渠整備率97%）しているものの、事業着手から50年以上が経過していることから、老朽化した施設の改築更新と効率的な維持管理が課題となっている。

令和5年度の決算は、処理水量が前年度と比較して1,537万立法メートル減少の2.3%減となり、維持管理負担金は前年度と比較して約5.3億円減少した。一方、維持管理費は電気料の高騰が落ち着いたことなどにより、前年度と比較して約8.9億円減少し、純損失は約15.6億円と前年度と比較して約9.6億円改善したが、2年連続赤字決算となった。維持管理負担金の適用期間は県と関係市町が締結している覚書で定めているが、この覚書には、経営環境の急変に対応するため、著しい事情変更が生じたときは県と関係市町が誠意をもって協議する旨も定めている。

このような財政状況の中でも、流域下水道は、県民生活を守る重要な社会インフラであり、

能登半島地震などに見られるように大規模な災害などによりサービスが停止されることがあれば甚大な影響を及ぼすため、重要施設の災害対策は喫緊の課題である。

下水道局の策定した「ストックマネジメント計画」では、重要施設の耐震化として、令和5年度完了を目標に緊急輸送道路下にある中小口径管路の耐震化など4つの項目を設定していた。

しかし、下水道施設の耐震化工事は、24時間365日汚水処理を継続しながらの工事となることから、交通量が多い国道などは道路管理者との協議に時間を要したり、大規模な仮設や切回しなどが必要になる場合がある。また、硫化水素が発生する恐れがあるなど厳しい現場条件下での工事を強いることもある。更には、施設の劣化が想定以上に進行しているため、資材や部品等の追加調達が必要となり、工事の施工範囲に変更が生じるなど工期が長期化する傾向にある。このため、一部の項目において完了割合が100パーセントとならなかった。

令和6年度からの計画では、新たに①緊急輸送道路外にある中小口径管路の耐震化②緊急輸送道路外にある人孔の浮上防止対策③水循環センターの水処理施設2系列以上の耐震化の新たな3つの項目を設定している。これらの項目と未達成の項目を合わせて災害対策の強化を図っていくことになる。

震災時においても下水を街に溢れさせない「送る」機能と「処理する」機能を確保するために、引き続き、関係機関との協議を十分に行い、計画に基づく重要施設の耐震化を令和6年度からの新規の項目も含めて早期に達成できるように努めていただきたい。

また、工事完了までに時間を要する箇所にあっては、仮設資機材での応急対策などにより、支障が生じないよう万全を期していただきたい。

（５）健全化判断比率等審査

令和５年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

（ア）審査の期間

令和６年８月２日～令和６年９月１７日

（イ）審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	３．７５％未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	８．７５％未満
③実質公債費比率	１０．８％	１０．７％	２５％未満
④将来負担比率	１５１．９％	１５６．５％	４００％未満

・実質公債費比率の全国平均は、１０．１％（埼玉県は比率が低い順で全国２３位）

・将来負担比率の全国平均は、１４８．７％（埼玉県は比率が低い順で全国１６位）

（ウ）審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているが、引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

○ 健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

令和6年8月2日～令和6年9月17日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	令和5年度	令和4年度
総合リハビリテーションセンター病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

（６）住民監査請求監査

令和 6 年度に監査結果を公表した住民監査請求は 2 件です。

また、受付後に却下した住民監査請求は 2 件です。

ア 県営水上公園における水着撮影会に係る利用許可に関する措置請求について

受付日 令和 6 年 4 月 18 日 結果通知日 平成 6 年 6 月 14 日（棄却）

〈請求の要旨〉

- （１）県営水上公園における公序良俗に反する水着撮影会の利用を許可した、令和 5 年度の公園緑地協会への県派遣職員を懲戒処分しなかった不作為及び成績評価に考慮しなかった不作為は、違法又は不当であるので、これらの職員に減給又は停職の懲戒処分を行い、支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当の返還請求を行うこと
- （２）これらの不作為を勤務成績評価に反映し昇給を停止すること
- （３）減額して支払うべき金額との差額相当額の返還請求をすること

＜対象となる県派遣職員＞

令和 5 年度の公園緑地協会の理事長、副理事長、しらこぼと公園管理事務所長の 3 名

〈監査対象事項〉

令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月までの、公益財団法人埼玉県公園緑地協会に派遣されていた県職員が行った、県営しらこぼと公園において実施された「水着撮影会」に係る行為許可及び川越公園及び加須はなさき公園の当該行為許可に係る管理監督並びに当該行為許可から生じると主張されている当該県職員の懲戒処分及び勤務成績評価について、監査対象とした。

〈監査結果の概要〉

本件請求については、以下により、理由がないものと判断し棄却する。

（１）行為許可の違法性

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が、青少年条例の趣旨に反する、又は、公序良俗に反する水着撮影会を行為許可したことは違法である、と主張している。

公園での行為許可に当たっては、地方自治法第 244 条第 2 項で規定する「正当な理由」がなければ公園の利用を拒否することができない。また、都市公園条例第 9 条第 2 項では、公園の行為許可できない要件として「都市公園の管理上支障があると認められるとき」、「公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき」及び「その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき」が規定されている。

県が主催事業者及び施設管理者（公園緑地協会）に対する調査を行ったところ、青少年条例に定める有害役務営業に当たる事実は認められず、条例違反との判断には至らなかった。

また、公序良俗に反するか否かは、「公然わいせつ」など法令に違反する行為があるかどうか、一つの判断基準になる。刑法第 174 条の「公然わいせつ」における「わいせつ」とは、判例によると「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」とされており、具体的な基準はないものの、水着撮影会では性器の露出なども無く、「わいせつ」に該当

するとはいえない。

また、会場は遮蔽して実施されており他の利用者の目に触れないように配慮されていた。

したがって、当該行為は、地方自治法第 244 条第 2 項において規定されている公園の利用を拒否する「正当な理由」又は県都市公園条例第 9 条第 2 項で行為許可できないとされる要件に該当するとはいえない。よって、しらこぼと公園管理事務所長の行為許可は、違法とはいえない。

(2) 許可条件の明文化について

請求人は、しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと、川越公園、加須はなさき公園において水着撮影会の詳細な許可条件を全く明文化していなかったことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠であると主張している。

しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園においては、すべての行為許可の際には、許可書と合わせて許可条件を文書で示している。

その上で、しらこぼと公園において、水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったのは、当時は未成年者の出演及び客としての入場に係る制限を設けていなかったためである。また、「有害業務営業」に該当しない水着撮影会であれば、青少年条例にも抵触していない。

したがって、未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

また、川越公園及び加須はなさき公園においては、許可条件の明文化について、しらこぼと公園と異なる取扱いとなつてはいるものの、必要な許可条件については文書で示しており、詳細な許可条件を明文化していなかったことのみをもって、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

(3) 行為実施当日の確認について

請求人は、水着撮影会に中学生が卑猥なポーズで撮影させるなど公序良俗に違反する行為が行われており、当日に監視業務に当たっていた職員はこれを中止させる職務上の義務を負っており、これを怠ったのは重大な職務上の義務違反又は職務懈怠である、と主張する。

しかし、当時出演者について年齢による制限を条件とはしておらず、監視に当たっていた職員は、出演者の年齢を確認する立場になかった。また、巡視の際に公序良俗に反する行為について現認したことはなく、中止させるなどの措置を講じなければならない状況になかった。

よって、職員の監視について、職務上の義務違反又は職務懈怠があったとはいえない。

(4) 行為許可後の調査について

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が水着撮影会後に「水着撮影会の実態を自らの主体的・能動的に調査していなかった」ことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠に当たる、と主張している。

公園における行為許可に当たっては、主催者から許可申請の相談を受けて、事前

にイベント内容や許可条件について説明等を行った上で、正式な許可申請を受付け、許可条件を付して許可をしている。公園管理者は、行為許可したイベント実施中においては、イベントが許可申請と合致しているか、許可条件に違反していないかについて、巡回により確認しているが、イベント終了後においては、イベントの内容等に関する調査は行っていない。水着撮影会の場合も、同様にイベント実施中は職員が巡回により確認をしており、イベント終了後における調査は行っていない。

これら一連の手続の中に不適当な点はなく、イベント終了後に調査していなかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

(5) 在り方検討会提言を受けた許可条件について

請求人は、「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会」及び県公園緑地協会が今年の3月5日に新たに、18歳未満の出演禁止・撮影会への入場禁止、禁止水着や禁止ポーズでの撮影禁止などの条件が追加されたが、従前から「それらを満たさない水着撮影会は不許可とする職務上の義務を負っていた」「未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであった」と主張している。

しかし、水着撮影会在り方検討会での提言を受けて、新たな許可条件では未成年者の参加を禁止したものであり、それ以前は、水着撮影会において未成年者の出演や入場については許可条件としていなかったため、不許可とする職務上の義務は負っていなかった。

もとより、法令は既に行われた行為に対して遡って適用されないとする「法令不遡及の原則」という考え方があり、こうした考え方からも、在り方検討会で提言された新たな許可条件に基づき、遡って当時の水着撮影会を不許可としなかった、又は、中止要請を行わなかったことが、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるということは適当でない。

(6) 行為許可の不当性について

水着撮影会に係る行為許可については法令等にしがって行われている。一方で、行為許可の不当性を判断する際には青少年保護に対する配慮や出演者の「表現の自由」など様々な保護すべき権利の均衡を考慮する必要性が生じる。都市公園の自由使用の原則などを踏まえると当時の許可条件に照らして不当とはいえない。

(7) A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長の非違行為について
上記のとおり、水着撮影会に係る行為許可に関して、A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長について、違法性は認められず不当ともいえない。

よって、非違行為はないと判断する。

したがって、各所長の上司としてのB及びCに管理監督責任はないと判断する。

(8) 懲戒処分及び勤務成績評価に伴う給与の過大支出について

請求人は、B、C及びAは、それぞれの非違行為により、懲戒処分ないしは勤務成績評価に基づく昇給停止が行われなかったことは、違法又は不当な不作為である、と主張している。加えて、それらの不作為により、給与が過大に支出されている、と主張している。

地方公務員法では、第29条第1項第1号の法令違反及び第3号の全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に県職員を懲戒処分することができること

が規定されている。

しかし、上記のとおり、B、C及びAには法令違反及び非違行為は認められない。

また、勤務成績評価に反映する非違行為も無かったと認められる。

よって、懲戒処分又は勤務成績評価に関連して、給与が過大に支出されているとはいえない。

(9) 一般行政上の行為について

水着撮影会を含む行為許可条件の内容については、一般行政上の意思決定に属するものであるため、本件措置請求に係る監査の対象とはしていない。

(10) その他

水着撮影会の開催にあたっては、公序良俗に反しているのではないかとの県民からの疑念をいだかれないう、新たな許可条件のもと、適切に管理運営を行われたい。

イ 県営水上公園における水着撮影会に係る利用許可に関する措置請求について

(R6.4.18 付けの請求とは請求人が異なる)

受付日 令和6年8月23日 結果通知日 平成6年10月21日(棄却)

〈請求の要旨〉

- (1) 県営水上公園における公序良俗に反する水着撮影会の利用を許可した、令和5年度の公園緑地協会への県派遣職員を懲戒処分しなかった不作為及び成績評価に考慮しなかった不作為は、違法又は不当であるので、これらの職員に減給又は停職の懲戒処分を行い、支給済みの給与のうち本来減額すべきであった金額相当の返還請求を行うこと
- (2) これらの不作為を勤務成績評価に反映し昇給を停止すること
- (3) 減額して支払うべき金額との差額相当額の返還請求をすること

＜対象となる県派遣職員＞

令和5年度の公園緑地協会の理事長、副理事長、しらこぼと公園管理事務所長の3名

〈監査対象事項〉

令和4年4月から令和6年3月までの、公益財団法人埼玉県公園緑地協会に派遣されていた県職員が行った、県営しらこぼと公園において実施された「水着撮影会」に係る行為許可及び川越公園及び加須はなさき公園の当該行為許可に係る管理監督並びに当該行為許可から生じると主張されている当該県職員の懲戒処分及び勤務成績評価について、監査対象とした。

(前回の請求から追加された主張の内容)

- ・「性的好奇心をそそる」行為が行われたにも関わらず、公園事務所職員が発見できなかった。
- ・「性的好奇心をそそる」行為が行われたにも関わらず、適切な対応を取らなかった。
- ・青少年課の調査で「性的好奇心をそそる」行為が認定されたことは公序良俗違反、公園の使用を拒否できる「正当な理由」に該当する。

(調査の内容と結果)

- ・請求人が別人物であるが、令和 6 年 6 月 14 日付け監査第 100-1 号と請求内容（求める措置の財務会計行為）が同一のため、追加された主張について、執行課に調査を行った。

- ・県民から、県営水上公園での水着撮影会について、県青少年健全育成条例違反の行為が認められるとの申出があったが、青少年課が調査を行った結果、事業者が客の性的好奇心をそそるおそれのある役務を反復して提供していること（有害役務営業性）は確認できなかったことなどから、条例違反とは認められないと判断された。

- ・青少年課の調査の中で、インターネット上で公開されている水着撮影会の画像の一部に「性的好奇心をそそるおそれのある行為」が確認されたが、「性的好奇心をそそるおそれのある行為」が公序良俗に反するか否かは、時間や場所、取り巻く状況により変わる。

また、青少年の健全育成という観点から、反復すれば有害な役務とされている行為が行われたとしても、それをもって直ちに公序良俗に反するわけではない。

水着撮影会は、日中の遮蔽されたプールサイドで行われたものであり、また、当該事業者がスタッフを配置し、出演者が性的姿勢をとること等を防止するための措置を講じていたことから、その行為が公序良俗に反するものと一概には言えない。

- ・よって、地方自治法 244 条第 2 項の公園の利用を拒否できる「正当な理由」には該当せず、かつ、県都市公園条例第 9 条第 2 項の「公園の利用の許可をしてはならない」行為にも該当しない。

- ・また、公園事務所職員は、当日の水着撮影会で巡回を行うなど適正に業務を遂行していた。

以上により、請求の対象とされる 3 名の県派遣職員には懲戒処分等に該当するような非違行為は認められないため、前請求（令和 6 年 6 月 14 日付け監査第 100-1 号）の監査結果に影響がないことを確認した。

〈監査結果の概要〉

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

求める措置の財務会計行為（給与の返還請求）が同一のため、

結果通知は、令和 6 年 4 月 18 日付けの住民監査請求と同じ内容とした。

(7) 内部統制評価報告書審査

令和5年度内部統制評価報告書について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 審査の着眼点

監査委員による令和5年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

イ 審査の実施方法

令和5年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

ウ 審査結果

令和5年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

エ 留意又は改善を要する事項

(ア) 有効性を高めた内部統制について

令和5年度は財務に関する事務に係る重大な不備は確認されていないが、制度導入当初から対象としている知事部局の運用上の不備件数は38件で前年度に比べて9件増加している。

その要因としては、チェック機能が不十分であったことや確認作業を怠ったことなどによる財務事務処理の確認不足が全体の6割を占めているが、前年度対比で最も増加したのは財務規則等の理解不足による職員の必要な知識の不足であった。

今回の評価結果を踏まえ、内部統制制度において各課所が設定したリスクは財務規則等でどのように事務処理が定められているかといった適正な知識の習得・定着に改めて取り組む必要がある。

そのため、財務規則等を所管する関係機関と連携して評価結果を分析するほか、財務会計事務に関する庁内研修やOJTによる職場内研修の充実を働きかけるなど、正しい財務会計事務の理解の下で内部統制の有効性を高めていただきたい。

また、知事部局における運用上の不備が減らない状況を踏まえ、各課所において内部統制全体の観点から、リスク設定及びリスク対応策を毎年度、適宜・適切に見直し

ていただきたい。

(イ) 効果的・効率的な評価の実施について

令和5年度から新たに教育委員会が内部統制評価の対象に加わった。導入初年度は、運用上の不備の発生件数や発生割合が知事部局より多い状況であり、校舎等の維持管理修繕、行政財産の使用許可、授業料等の現金領収、授業等で使用する物品購入など学校特有の事務に対する不備の発生が見受けられる。

評価部局においては教育委員会の特徴を把握し、本庁機関の主管課と連携してリスク設定や不備の抑制に取り組んでいただきたい。

また、教育委員会が対象機関に加わり評価に係る業務量は倍増している。オンラインを活用した効率的な聴取調査を実施して内部統制制度への理解促進に一層努めるほか、評価事務に当たっては重点評価項目を設定するなど効果的な評価に努めていただきたい。

《資 料 編》

令和 6 年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
令和 2 年度	5 8 1	2 7 8	3 0 3	4 8
令和 3 年度	5 8 1	2 9 0	2 9 1	5 0
令和 4 年度	5 8 0	2 8 1	2 9 9	4 8
令和 5 年度	5 8 2	2 8 4	2 9 8	4 9
令和 6 年度	5 8 6	2 7 4	3 1 2	4 7

(2) 監査の結果等

ア 令和6年度第1回

提出(令和6年 9月26日)

公表(令和6年10月 8日)

(ア) 監査の対象機関 190機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局

教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

令和６年４月１６日～令和６年７月３０日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 １０件（８機関）

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部	防犯・交通安全課	令和５年度に長期継続契約で締結した「埼玉県体験型交通安全教育機器導入及び賃貸借契約」について、次の点で不適切であった。 １ 財務規則第 104 条の 5 の伺書により、必要な決裁を受けずに長期継続契約として締結した。 ２ 契約内容が賃貸借（リース）契約であるにもかかわらず、委託料で支出した。 ３ 副部長が作成すべき予定価格調書を防犯・交通安全課長が作成した。
2	環境部	環境政策課	令和５年度に締結した「環境ＳＤＧｓ取組企業等支援業務委託」について、見積書の内容を十分精査しないまま、契約内容と相違した積算による見積金額をもって契約を締結し、過支出していたことは不適切であった。

3	環境部	みどり自然課	令和5年度に締結した「自然再生区域緑地保全支援事業くぬぎ山地区・用地測量業務委託1」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、当該契約の個人情報取扱特記事項で定められている誓約書の写しを受注者から提出させていなかったことは不適切であった。
4	福祉部	福祉政策課	令和5年度に締結した「埼玉県総合リハビリテーションセンター経営コンサルティング業務委託契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ副部長が決裁していたことは不適切であった。
5	都市整備部	住宅課	県営住宅目的外使用料（新型コロナウイルス一時使用）の令和5年度債権管理簿に多数の督促状発行の記載漏れがあったことは事務処理として不適切であった。
6	都市整備部	公園スタジアム課	令和4年度に締結した「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。
7	都市整備部	公園スタジアム課	令和5年度に締結した「公園等建設工事（大宮公園舟遊池自然再生検証等支援業務）」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。
8	会計管理者	出納総務課	令和5年度に締結した「収入証紙廃止に伴うコンビニエンスストア収納代行業務委託」について、契約書に記載の契約金額（単価表）に消費税に係る記載がなかったことは不適切であった。
9	議会事務局	総務課	令和4年度に債務負担行為として締結した「第6次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務委託」について、契約書に定める「システム構築完了報告書」の提出を受けておらず、検査調書も作成していなかったことは不適切であった。
10	議会事務局	総務課	令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託契約書」について、契約書に、各会計年度における支払予定額の未記載及び翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。

c 監査結果の報告に添える意見 1件（1機関）

番号	部局	機関	意見内容
1	教育委員会	人権教育課	【事業目的の達成に向けた委託内容の見直しについて】 令和5年度の「LGBTQに係る学校支援」実施業務委託について、委託契約の仕様では、県が県立学校から本事業への申込みを受け、受託者は県からの依頼に基づき申込みのあった学校に対し専門員の派遣若しくはオンライン対応をするものである。

		実施回数については、「年間３０回」と規定され、これに相当する金額を計上した契約金額を定めていたが、実績は１９回に留まっており、児童生徒や教員、学校が委託契約に基づく専門的な助言を受ける機会が十分に生かされていない結果であった。 本契約は、人権教育課が県立学校から本事業への申込みを受けるスキームであることから、人権教育課において契約で規定する実施回数に応じた申込みを確実に募るべきであった。 性的指向・性自認に悩む児童生徒が学校生活だけでなく、将来にわたって安心して社会生活を送ることができるようにするという本事業の目的を達成するため、県立学校が積極的に本委託契約を活用できるよう働きかけ、周知方法の工夫や仕様書の内容を見直すなどの検討をしていただきたい。
--	--	---

イ 令和6年度第2回

提出（令和6年12月 3日）

公表（令和6年12月13日）

（ア） 監査の対象機関 19機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	男女共同参画推進センター、男女共同参画推進センター支所
保健医療部	動物指導センター、動物指導センター南支所
農林部	本庄農林振興センター、農業大学校
県土整備部	川越県土整備事務所、越谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所、 鉄道高架建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	営繕・公園事務所
教育委員会	自然の博物館、新座高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、和 光高等学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校

（イ） 監査実施日

令和6年8月20日～令和6年10月15日

（ウ） 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

- a 指摘事項 なし
- b 注意事項 なし

ウ 令和6年度第3回

提出（令和7年 2月20日）

公表（令和7年 3月 7日）

（ア） 監査の対象機関 234機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、熊谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、茶業研究所、水産研究所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所

都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、児玉高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、岩槻はるかぜ特別支援学校、浦和特別支援学校、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川口特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、行田特別支援学校、熊谷特別支援学校、狭山特別支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援

	学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和西警察署、大宮西警察署、川口警察署、新座警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、幸手警察署、杉戸警察署

(イ) 監査実施日

令和6年10月16日～令和6年12月23日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	環境部	秩父環境管理事務所	令和6年度に締結した「霧藻ヶ峰休憩舎およびトイレ改修工事」について、工事価格等の入力誤りから設計額を100万円以上過少に積算していたことは不適切であった。

b 注意事項 8件（5機関）

番号	部局	機関	概要
1	環境部	秩父環境管理事務所	令和5年度に締結した「美の山公園維持管理業務委託」について、契約内容に個人情報保護の取扱いが含まれるにもかかわらず、契約書に個人情報取扱特記事項を綴じこまず、誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	環境部		令和5年度に締結した「美の山公園道路除雪業務委託①」及び「美の山公園道路除雪業務委託②」について、両契約とも1者のみに見積書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたことは不適切であった。
3	環境部	環境整備センター	令和5年度に締結した「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価事後調査書作成等業務委託」について、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。

4	環境部	環境整備センター	令和5年度及び令和6年度に締結した「全室素・全リン自動測定装置交換部品代」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったことは不適切であった。
5	環境部		令和5年度に締結した「緑地管理業務委託」について、国又は地方公共団体に該当しない公益財団法人や地方独立行政法人との契約実績により、契約保証金を免除したことは不適切であった。
6	教育委員会	熊谷図書館	令和5年度に締結した「埼玉県立図書館システム運用・保守業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続が、業務が開始されてから約9か月間行われていなかったことは不適切であった。
7	教育委員会	宮代高等学校	令和6年度に締結した「県立宮代高等学校グラウンド改修工事」について、一般競争入札（事後審査型）方式で発注していたにもかかわらず、入札参加資格の審査に当たり、一部の要件を確認せずに落札者を決定したことは不適切であった。
8	教育委員会	皆野高等学校	令和6年度に締結した「浄化槽維持管理業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。

エ 令和6年度第4回

提出（令和7年 6月13日）

公表（令和7年 6月27日）

（ア） 監査の対象機関 143機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、所沢県税事務所、越谷県税事務所
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	草加保健所、坂戸保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、川越高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	大里農林振興センター、加須農林振興センター、川越家畜保健衛生所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所
県土整備部	総合技術センター
都市整備部	川越建築安全センター、越谷建築安全センター
教育委員会	南部教育事務所、西部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、文書館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、白岡高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、与野高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、上尾

	かしの木特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、 久喜特別支援学校、久喜特別支援学校白岡分校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、所沢特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、三郷特別支援学校、三郷特別支援学校三郷北分校、毛呂山特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、所沢警察署、西入間警察署、小川警察署、越谷警察署、久喜警察署、吉川警察署

(イ) 監査実施日

令和7年1月9日～令和7年1月30日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	大宮北特別支援学校	令和6年3月に実施した中庭遊具定期点検の結果、「異常があり、修繕又は対策が必要」で「使用不可」と判定された遊具について、修繕などの抜本的な対策を行わず継続して使用していたことは、著しく不適切であった。

b 注意事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	浦和西高等学校	令和5年度に締結した「浦和西高校グラウンド散水栓設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

ア 令和6年度監査実施団体

種別	法人名	施設名
出資法人	(株)秩父開発機構	
	埼玉新都市交通(株)	
	(公財)いきいき埼玉	
	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	
	(公財)埼玉県消防協会	
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	
	(地独)埼玉県病院機構	
	(地独)埼玉県病院機構(埼玉県立がんセンター)	
	(公財)埼玉県産業文化センター	
	埼玉県土地開発公社	
	(公財)埼玉県公園緑地協会	
	(株)さいたまりバーフロンティア	
計	法人数	11団体
指定管理者	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	彩の国さいたま芸術劇場
	(公財)埼玉県スポーツ協会・(株)サイオー共同事業体	武道館
	(社福)埼玉県社会福祉協議会	社会福祉総合センター
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	嵐山郷
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	障害者交流センター
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	皆光園障害者歯科診療所
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	あさか向陽園障害者歯科診療所
	(株)馬淵商事	伊豆潮風館
	(公財)埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ(株)グループ	県民健康福祉村
	(公財)埼玉県産業文化センター	産業文化センター
	(公社)埼玉県農林公社	農林公園
	埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク	埼玉スタジアム2002公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	羽生水郷公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	久喜菖蒲公園
	所沢航空記念公園マネジメントネットワーク	所沢航空記念公園
	(株)秩父開発機構	秩父ミュージアムパーク
	日本環境マネジメント(株)	春日部夢の森公園
	オーエンス・アイグループ	小川げんきプラザ
	神川フィールドパートナーズ	神川げんきプラザ
	(株)乃村工芸社	川の博物館
計	指定管理者	16団体20施設

種別	法人名	施設名
補助団体	(学)昌平学園	
	(学)川越双葉幼稚園	
	(学)武藤学園	
	(学)ひつじ幼稚園	
	(学)白百合学園	
	(学)鈴木学園	
	(学)富山学園	
	(学)ひかわの森学園	
	(学)高橋学園	
	(学)江戸川学園	
	(学)吉川学園	
	(学)細川学園	
	(学)野本学園	
	(学)明の沢学園	
	(学)白岡学園	
	(学)浦和榎本学園	
	(学)藤田学園	
	(学)北朝霞学園	
	(学)東光学園	
	(学)宮原学園	
	(学)西袋学園	
	(福)柏樹会	
	(福)太井会	
	(福)熊谷福祉の里	
	(福)桑の実会	
	(福)大吉会	
	(福)さきたま会	
	(福)貴親会	
	(福)元気村	
	(福)常磐福祉会	
	(福)埼玉聴覚障害者福祉会	
	(福)育成会	
	(株)ウェルオフ	
	(株)ウェルオフ東部	
	(有)新倉製作所	
	金竹(株)	
	(有)三基錬工	
	(株)リコー化成	
	川越総合卸売市場(株)	
	(株)埼玉県魚市場	
	(株)埼玉西部食品流通センター	
	(株)埼玉園芸市場	
	(一社)埼玉県木材協会	
計	補助団体	43団体
監査実施団体 計		74箇所

(2) 監査結果

指摘・注意なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

（１）年度別処理状況（過去５年分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
令和２年度	0	—	—	—	—	
令和３年度	1	—	—	1	—	受理せず却下
令和４年度	(*2) 6	—	(*3) 2	3	—	(*2) 令和５年度継続審議 1 (*3)一部却下 1
令和５年度	(*4) 5	—	(*2) 1	4	—	(*2) 継続審議 棄却 1 (*4) ・受理せず却下 4 ・監査委員除斥による監査未実施 1
令和６年度	4	—	2	2	—	

（２）請求事案及び結果（過去５年分）

令和２年度は住民監査請求無し

受付年月日	件 名	結 果	備 考
R4. 2. 7	県費負担教職員の給与に係る埼玉県教育委員会に関する措置請求について	R4. 2. 16 却下	受理せず却下
R4. 6. 28	埼玉県議会議事堂警備業務委託に関する措置請求について	R4. 8. 4 却下	受理せず却下
R4. 9. 21	国葬に係る知事及び県警職員の派遣費用に関する措置請求について	R4. 11. 16 棄却	

R4. 10. 6	さいたま緑のトラスト協会に関する措置請求について	R4. 11. 28 棄却 (一部却下)	
R5. 3. 6	朝霞児童相談所（仮称）建設に関する措置請求について	R5. 3. 14 却下	受理せず却下
R5. 3. 20	令和 3 年度政務活動費に関する措置請求について（その 1）	R5. 5. 12 棄却	R5 継続審議
R5. 3. 20	令和 3 年度政務活動費に関する措置請求について（その 2）	R5. 3. 31 却下	受理せず却下
R5. 4. 7	朝霞児童相談所（仮称）建設に関する措置請求	R5. 4. 28 却下	受理せず却下
R5. 6. 12	ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給に関する措置請求	R5. 7. 19 却下	受理せず却下
R5. 7. 31	P C R 検査等無償化事業補助金・ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給等に関する措置請求	R5. 8. 29 却下	受理せず却下
R5. 11. 17	P C R 検査等無償化事業補助金・ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給・埼玉県ワクチン接種会場設営と運営費支払、不適法却下した監査委員に対する損害賠償請求等に関する措置請求	監査未実施 (監査委員が全員除斥されたため監査を実施することができない)	請求人が求める措置等に「監査委員に対する損害賠償請求」の記載があり、地方自治法第 199 条の 2 における監査委員の自己に直接利害関係のある事件に該当
R6. 3. 15	妊婦 P C R 検査費用助成・5 類移行後の新型コロナワクチンバス派遣等に関する措置請求	R6. 3. 19 却下	受理せず却下
R6. 4. 18	県営水上公園における水着撮影会に係る利用許可に関する措置請求	R6. 6. 14 棄却	
R6. 5. 7	新型コロナ発生届受理等に係る知事給料の返還請求不行使等に関する措置請求	R6. 6. 28 却下	受理せず却下
R6. 8. 23	県営水上公園における水着撮影会に係る利用許可に関する措置請求（ R6. 4. 18 付けの請求とは請求人が異なる）	R6. 10. 21 棄却	R6.4.18 付けの請求と「求める措置の財務会計行為」が同一のため結果通知は同じ内容とした
R6. 10. 31	妊婦 P C R 検査費用補助金等に関する措置請求	R6. 11. 25 却下	受理せず却下